

香芝市訓令甲第1号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第8号を削る。

第5条第3号及び第4号を削る。

第6条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条の次に次の1条を加える。

（生活安全部長の専決事項）

第9条の2 生活安全部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）防犯対策及び交通安全対策の計画に関する事。

第10条の見出し中「福祉健康部長」を「福祉部長」に改め、同条中「福祉健康部長」を「福祉部長」に改め、同条第2号から第5号までを削り、同条の次に次の1条を加える。

（健康部長の専決事項）

第10条の2 健康部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）介護保険料及び国民健康保険料の賦課決定に関する事。

（2）介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の調定に関する事。

（3）要介護認定等に関する事。

（4）法令、条例その他規則に基づく国民健康保険の診療報酬及び療養費、介護保険の介護給付費その他これらに準ずる経費の定例義務的な支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。

第13条の2中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条の2及び第22条の3を削る。

第25条を次のように改める。

（生活安全課長の専決事項）

第25条 生活安全課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 交通安全対策思想の普及に関すること。

第25条の次に次の2条を加える。

(危機管理課長の専決事項)

第25条の2 危機管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 自主防災組織に係る定例又は軽易な事務に関すること。

(2) 防災意識の啓発に関すること。

(社会福祉課長の専決事項)

第25条の3 社会福祉課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 福祉医療費（精神障害者医療費に関するものに限る。）支給対象者の資格得喪に関すること。

第28条第4号中「福祉医療費」の次に「（精神障害者医療費に関するものを除く。）」を加える。

第38条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。